

居宅介護支援サービス重要事項説明書

居宅介護支援サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

法人名	社会福祉法人百陽会
代表者氏名	理事長 牧 功
法人所在地	愛知県岡崎市大平町字古渕 25 番地
電話番号	(0564) 25-0294
ファックス番号	(0564) 25-0299
法人認可年月日	愛知県知事 平成17年7月7日

2 ご利用の事業所

事業所の名称	居宅介護支援事業所アルクオーレ
事業所の所在地	愛知県岡崎市大平町字古渕 25 番地
管理者の氏名	佐野 洋子
電話番号	(0564) 25-0294
ファックス番号	(0564) 25-0299
指定年月日	平成21年12月1日
介護保険事業所番号	2372103271

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態になった場合においても、ご利用者様の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供します。
運営方針	ご利用者様の心身の状況や環境に応じて、ご利用者様の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ能率的に提供されるよう配慮します。

4 職員の職種、人数

(令和4年10月1日現在)

職 種	員 数	常 勤、非常勤の別				指 定 基 準	常 勤 換 算 後 の 人 数
		常 勤		非 常 勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1			1	1
介 護 支 援 専 門 員	1 以上	1 以上	1 以上			1 以上	1 以上

5 常勤職員の勤務体制

職種	勤務時間	休暇
管理者	午前8時30分から午後5時30分	4週8休
介護支援専門員	午前8時30分から午後5時30分	4週8休

6 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。但し、12月29日から1月3日を除く。
営業時間	午前9時から午後5時まで

※24時間連絡体制を確保しております。必要時に応じて対応いたします。

7 居宅介護支援サービスの料金

種類	利用料
要介護認定の申請代行	介護保険制度により支給されるので、利用者自己負担はありません。
居宅サービス計画の立案	同上
情報提供	同上
居宅サービス事業所等との連絡調整	同上

8 事業の実施地域

岡崎市・安城市

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、ご利用者様のご家族様等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。
--

1 O 苦情申立先

居宅介護支援事業所 アルクオーレ	苦情受付担当者 岩下 みどり 苦情解決責任者 岩下 豊 ご利用時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで。 （但し祝日及び12月29日から1月3日を除く。） 電話番号 (0564) 25-0294 対応の概要 ①苦情受付担当者が苦情申出の窓口として対応します。なお、相談申立者及びご利用者様やご家族様のプライバシーと秘密の保持に十分配慮します。 ②苦情受付担当者は、苦情内容及び苦情申立者の意向を確認、記録し、その内容を苦情解決責任者へ報告します。 ③苦情解決責任者は、苦情内容の報告を受け、その場で解決できると判断される事項については、苦情申立者と話し合って解決を図ります。 ④上記③での解決が困難な場合は、法人事務局長及び第三者委員の立会いを求めて解決を図る。また、岡崎市福祉部介護保険課又は国保連の指導を仰ぐことも念頭に置きます。
岡崎市	窓口担当者 岡崎市福祉部介護保険課 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地（福祉会館1階） ご利用時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分。 ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日を除く。 電話番号 (0564) 23-6682
安城市	窓口担当者 安城市役所 介護保険担当課 〒446-8501 安城市桜町18番23号 ご利用時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分。 ただし、国民の休日及び12月29日か

	ら1月3日を除く。 電話番号 (0566) 71-2226
国保連	窓口担当者 愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護福祉室 〒461-8532 名古屋市東区泉1-6-5 ご利用時間 月曜日から金曜日 午前9時00分から午後5時00分。 ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日を除く。 電話番号 (052) 971-4165
愛知県	窓口担当者 愛知県福祉局高齢福祉課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ご利用時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分。 ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日を除く。 電話番号 (052) 954-6289

1 1 高齢者虐待防止

当事業所ではご利用者様の尊厳及び安心して過ごせる生活の場を提供する義務に於いて、高齢者虐待防止に向けての取り組みを行います。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

〈高齢者虐待とは〉

身体的虐待……………高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

介護放棄・放任…高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置（ネグレスト）、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

心理的虐待……………高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他

の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待……………高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待……………高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
(高齢者虐待防止法第2条第5項より)

1 2 ハラスメント対策

「ハラスメント」とは、意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な想いをさせる、苦痛を与える、居心地の悪さを感じさせる行為のことを指します。

ハラスメントにより、身体的、精神的な健康被害の発生や、法的責任を負い、社会的信頼の低下にも大きく影響します。当施設として必要な措置を講じ、従業員のハラスメントの防止に取り組みます。

① ハラスメント対策の指針を整備します。

② ハラスメントの相談窓口を設置します。

「ハラスメントの例」

・身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

例…コップをなげつける／蹴られる／唾を吐く／引っ掻く等。

・精神的暴力…個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例…大声を発する／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する等。

・セクシュアルハラスメント…意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例…必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／入浴介助中、あからさまに性的な話をする等。

(厚生労働省保健局)

1 3 個人情報保護について

居宅介護支援事業所アルクオーレは、個人情報保護法に沿った「百陽会個人情報管理規程」を作成して、ご利用者様及びご家族様の個人情報を適正に管理

しております。個人情報保護の概略は次のとおりです。

(ア) 個人情報使用同意書

ご利用者様及びご家族様の個人情報を収集及び利用する目的と提供先について記載されています。ご同意していただけたら、本契約時に署名・押印をお願いします。

(イ) 個人情報保護誓約書

職員、委託事業者、研修生等が業務を通じて知りえたご利用者様及びご家族様の個人情報を正当な理由なく開示・提供・漏えいもしくは自ら使用しないことを誓約しております。

1 4 職員の心構え

・職員は、指定居宅介護支援の提供に当たって、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、以下の業務を行うようにしていきます。

- ① あらかじめご利用者様に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明します。
- ② ご利用者様に提供される指定居宅サービスは公正中立の確保を図る観点から、前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合（別紙各サービス割合を参照）をご利用者様へ説明します。
- ③ 居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を説明します。
- ④ ご利用者様が医療サービス（訪問看護・通所リハビリテーション等）の利用を希望している場合・その他必要な場合には、ご利用者様の同意を得て主治の医師等の意見を求め、作成した居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

以上

私は、重要事項説明書の内容につき説明を受け、十分に理解をしました。その証として署名押印をします。

令和 年 月 日

利用者

(住所) 〒

(氏名) _____ ⑩

署名代行者

私は、下記の理由により利用者の意思を確認したうえで、上記署名を代行しました。

(住所) 〒

(氏名) _____ ⑩

(利用者との関係) _____

(署名代行の理由) _____

重要事項説明者（担当者）

職・氏名 介護支援専門員 _____ ⑩

令 7.4.1